

# 弘前市職員採用資格試験受験申込書

- 1 ※は、記入しないでください。
- 2 青又は黒インクを用い、かい書で、ていねいに記入してください。
- 3 該当する項目は、各々の文字を○で囲んでください。

試験職種	社会人( )	※受験番号		
	任期付職員(育児休業代替)を希望 <input type="checkbox"/>			
第一次試験 免除申請	「技術士」または「技術士補」の資格を有しているため第一次試験の免除を申請します。 <input type="checkbox"/>			
	国家Ⅱ種以上の国家公務員または都道府県職員としての職務経験(青森県外)が5年以上であるため免除を申請します。 <input type="checkbox"/>			
ふりがな		旧姓	性別	
氏名		年 月 改姓	男 ・ 女	
生年月日		年齢	試験結果の 送付先 どちらかに○	
昭和 年 月 日 生		満 歳 (平成27年4月1日現在)		
現住所				電話番号 (携帯電話等連絡のつくもの)
連絡先(実家等)				電話番号 (上記以外で連絡のつくもの)
学 歴 (中学校から順を追って書いてください)				
在 学 期 間	学 校 名	学 部 ・ 科 名	修 学 区 分	所 在 市 町 村
年 月 年 月 ・ ~ ・	中学校		卒 年中退 卒見込 転学	
・ ~ ・			卒 年中退 卒見込 転学	
・ ~ ・			卒 年中退 卒見込 転学	
・ ~ ・			卒 年中退 卒見込 転学	
・ ~ ・			卒 年中退 卒見込 転学	
免許、資格等 (名称、証書番号、取得年月日、交付機関名を記入してください。)				
免許、資格等の名称	証書番号	取得年月日	交付機関名	
趣味・運動競技				
受験にあたっての要望事項 (身体に障がいのある方で、車いすの使用など受験に際して要望のある方は、その内容及び理由等について記入してください。)				

(写真)  
6か月に撮影した帽子を  
付けないで上半身正面向  
縦4cm、横3cm程度の  
もので、本人とはっきり  
確認できるものを  
貼ってください。

平成 年 月 日 撮影

次の質問に答えてください。

1 弘前市職員を志望した動機を具体的に記入してください。また、従事したい業務があれば、その業務内容と理由も記入してください。

2 あなたが最近関心を持っていることは何ですか。また、そのことに対してあなたの意見はどのようなものですか。

職務経歴記入欄 同一期間内に複数の企業・団体に勤務した場合は、いずれか一つのみの職務経歴に限りませす。  
※ 記入欄が不足する場合は、この頁を複写してご使用ください。

勤務先	直近(現在)	所在地 (市町村名)		職務 経歴 期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (期間 年 月)
部課・ 職名		勤務 形態	( 時間/週)		
職務 内容					
勤務先		所在地 (市町村名)		職務 経歴 期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (期間 年 月)
部課・ 職名		勤務 形態	( 時間/週)		
職務 内容					
勤務先		所在地 (市町村名)		職務 経歴 期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (期間 年 月)
部課・ 職名		勤務 形態	( 時間/週)		
職務 内容					
勤務先		所在地 (市町村名)		職務 経歴 期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (期間 年 月)
部課・ 職名		勤務 形態	( 時間/週)		
職務 内容					
勤務先		所在地 (市町村名)		職務 経歴 期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (期間 年 月)
部課・ 職名		勤務 形態	( 時間/週)		
職務 内容					

※上記の期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなします。

職務経歴期間 合計	年 月
--------------	-----

1 私は、日本国籍を有しています。

2 私は、地方公務員法第16条に規定する次の各号にいずれにも該当していません。

ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 この申込書の記載内容は、すべて事実と相違ありません。

平成 年 月 日 氏名  
(必ず自署してください。)

※この受験申込書に記載した事項については、人事管理上の必要に応じ、配属先等へ提供されます。